

基準4-4 消火器具に関する基準

※無印：法令基準 ●：指導基準

1 用語の定義

この基準に用いられる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「消火器」とは、水その他消火剤（以下「消火剤」という。）を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの（収納容器（ノズル、ホース、安全栓等を有する容器であって、消火剤が充てんされた本体容器及びこれに附属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を収納するものをいう。以下同じ。）に結合させることにより人が操作するものを含み、固定した状態で使用するもの及び政令第41条第5号に規定するエアゾール式簡易消火具を除く。）をいう。
- (2) 「住宅用消火器」とは、消火器のうち、住宅における使用に限り適した構造及び性能を有するものをいう。
- (3) 「交換式消火器」とは、本体容器及びこれに附属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を一体として交換できる消火器であって、収納容器に結合させることにより人が操作して消火を行うものをいう。
- (4) 「水消火器」とは、水（消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第28号。以下「消火薬剤規格省令」という。）第8条に規定する浸潤剤等（以下「浸潤剤等」という。）を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (5) 「酸アルカリ消火器」とは、消火薬剤規格省令第2条に規定する酸アルカリ消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (6) 「強化液消火器」とは、消火薬剤規格省令第3条に規定する強化液消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (7) 「泡消火器」とは、消火薬剤規格省令第4条に規定する泡消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (8) 「ハロゲン化物消火器」とは、消火薬剤規格省令第5条及び第6条に規定するハロゲン化物消火薬剤を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (9) 「二酸化炭素消火器」とは、液化二酸化炭素を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (10) 「粉末消火器」とは、消火薬剤規格省令第7条に規定する粉末消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (11) 「加圧式の消火器」とは、加圧用ガス容器の作動、化学反応又は手動ポンプの操作により生ずる圧力により消火剤を放射するものをいう。
- (12) 「蓄圧式の消火器」とは、消火器の本体容器内の圧縮された空気、窒素ガス等の圧力又は消火器に充てんされた消火剤の圧力により消火剤を放射するものをいう。
- (13) 「A火災」とは、(14)に掲げるB火災以外の火災をいう。
- (14) 「B火災」とは、法別表第1に掲げる第4類の危険物並びに危政令別表第4に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類に係るものの火災をいう。
- (15) 「能力単位の数値」とは、消火器にあっては消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第3条又は第4条に定める方法により測定した能力単位の数値、水バケツにあっては容量8L以上のもの3個を1単位として算定した消火能力を示す数値、水槽にあっては容量8L以上の消火専用バケツ3個以上を有する容量80L以上のもの1個を1.5単位又は容量8L以上の消火専用バケツ6個以上を有する容量190L以上のもの1個を2.5単位として算定した消火能力を示す数値、乾燥砂にあってはスコップを有する50L以上のもの一塊を0.5単位として算定した消火能力を示す数値、膨張する石又は膨張真珠岩にあってはスコップを有する160L以上のもの一塊を1単位として算定した消火能力を示す数値をいう。

2 消火器具の種類

消火器具の種類は、政令第10条第2項第1号の規定によるほか、次によること。

- (1) 設置する消火器具については粉末（ABC）消火器10型を設置すること。●

ただし、粉末では消火困難な燃焼物がある場合又は汚損若しくは故障等の二次災害のおそれのある場所については、強化液、水（潤滑剤等入りを含む。）その他の水系消火薬剤を用いた消火器とすることができる。●

3 設置場所

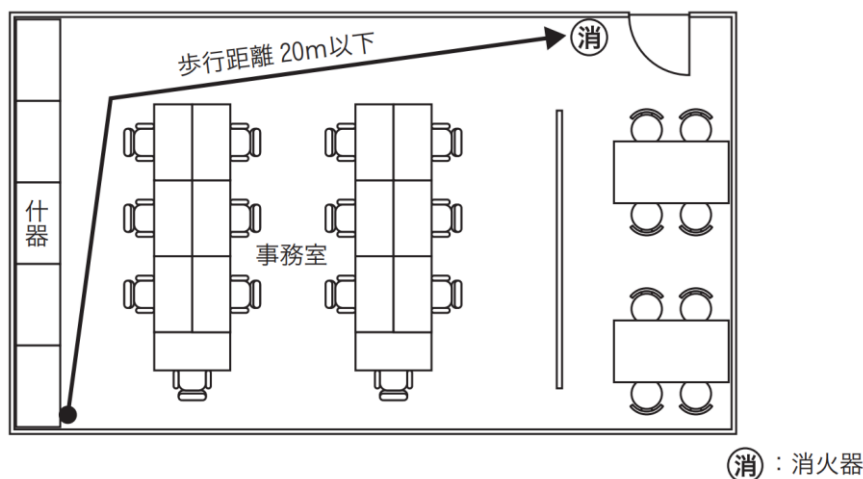
消火器の設置場所は、政令第10条第1項及び第2項並びに省令第6条第6項及び第9条第1号から第3号までの規定によるほか、次によること。

- (1) 政令第10条第2項第2号に規定する「通行又は避難に支障がなく」とは、通常の通行の際に消火器を足でひっかけて倒したり、避難の際に邪魔になるようなことのないよう人の目に触れやすい通路の端又は壁面等に設置すること。●

- (2) 政令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」とは、省令第9条第1号に規定する消火器全体が、床面からの高さを1.5m以下とし、廊下、通路、室の出入口付近に設置するものとする。●

- (3) 省令第6条第6項に規定する「それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となるように配置」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。したがって、机、椅子、什器その他歩行に障害となる物件（床等に固定されたもの、又は容易に移動することができないものに限る。）がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の導線により測定すること。（基準4-1図参照）

※省令第8条第1項及び第2項の規定により、必要な消火器の能力単位の数値を減少した場合であっても、省令第6条第6項に規定される歩行距離が緩和されるものではないことに留意すること。



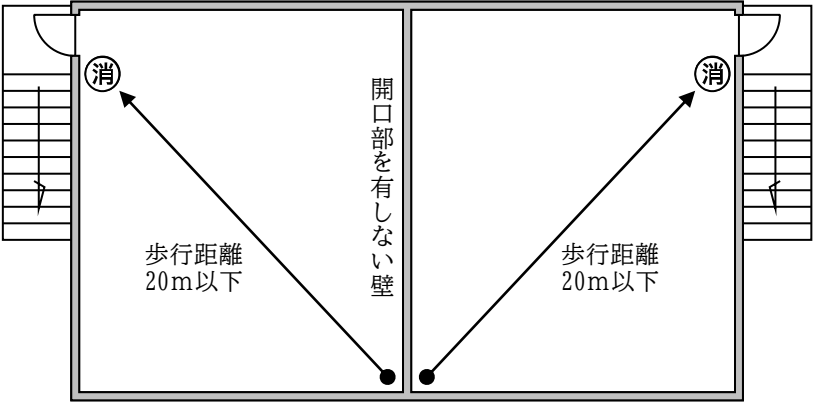
基準4-4-1図

- (4) 省令第9条第2号に規定する「消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」とは、次の場所であること。

なお、屋外に設置する場合は、消火器をボックス内に収納するなど、保護のための有効な措置を講ずること。●

基準4-4 消火器具に関する基準

- ア 容器又はバルブ、キャップその他の部品が腐食するおそれのない場所
イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所
(5) 開口部を有しない壁で区画されている部分で、通路等の共用部分がない場合は、区画された部分ごとに消火器を設置すること。（基準44-2図参照）●



●：粉末（ABC）消火器 10 型

基準4-4-2図

4 能力単位の数値

能力単位の数値は、省令第6条第1項から第3項まで及び第5項並びに第8条の規定によるほか、次によること。

- (1) 省令第6条第1項から第3項まで及び第5項の規定による能力単位の数値の算定については、1未満の端数がある場合は、切り上げるものとする。●
(2) 省令第6条第1項から第3項までの規定により、消火器を設置する場合には、基準44-1表に左欄に掲げる対象物の区分に従い、右欄に掲げる消火器の能力単位の数値を用いて、必要な個数を算定すること。

基準4-4-1表

対象物の区分		消火器の能力単位の数値
1	政令第10条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる防火対象物	A火災に対する能力単位の数値
2	少量危険物のうち、法別表第1に掲げる第4類の危険物又は指定可燃物のうち、危政令別表第4に掲げる可燃性固体類若しくは可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う場所	B火災に対する能力単位の数値
3	2以外の少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所	A火災に対する能力単位の数値

（計算例）物品販売店舗（延べ面積 1,550 m²、耐火構造（内装制限有り）、屋内消火栓設備有り）
用途面積による必要能力単位：1,550÷100＝15.5≒16
構造による緩和：16×1/2＝8
設備による緩和：8×2/3＝5.33≒6
必要能力単位は、6 となります。

5 付加設置

政令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分（屋上部分を含む。）に、省令第6条第3項から第5項までに規定する少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分並びに変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある部分及び鍛造所、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所に設ける消火器は、次によること。

※なお、屋外に設置されるものについても、同様に設置すること。●

(1) 少量危険物及び指定可燃物

省令第6条第3項の規定により、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分に設ける消火器は、粉末（ABC）消火器10型とすること。（少量危険物のうち、第1類のアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの、第2類の鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第3類の自然発火性物質及び禁水性物質又は第5類の自己反応性物質を除く。）●

(2) 電気設備

省令第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいうものであること。

ア 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kW以下のものを除く。）

イ 燃料電池発電設備（条例第11条の2第2項又は第4項に定めるものを除く。）

ウ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（条例第19条第4項に定めるものを除く。）

エ 蓄電池設備（蓄電池容量が20kWh以下のものを除く。）

オ 急速充電設備（全出力50kW以下のものを除く。）

(3) 火気使用場所

省令第6条第5項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げるものをいうものであること。

ア 熱風炉

イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

ウ 据付面積2㎡以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）

エ 厨房設備（当該厨房設備の入力（同一厨房室内に複数の厨房設備がある場合は、各厨房設備の入力の合計）が21kW以下のもの、個人の住居に設けるもの及び調理を行わない湯沸室等に設けるものを除く。）

オ 入力70kW以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）

カ ボイラー又は入力70kW以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年8月政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）

キ 乾燥設備（個人の住居に設けるもの及び届出を要しないものを除く。）

ク サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

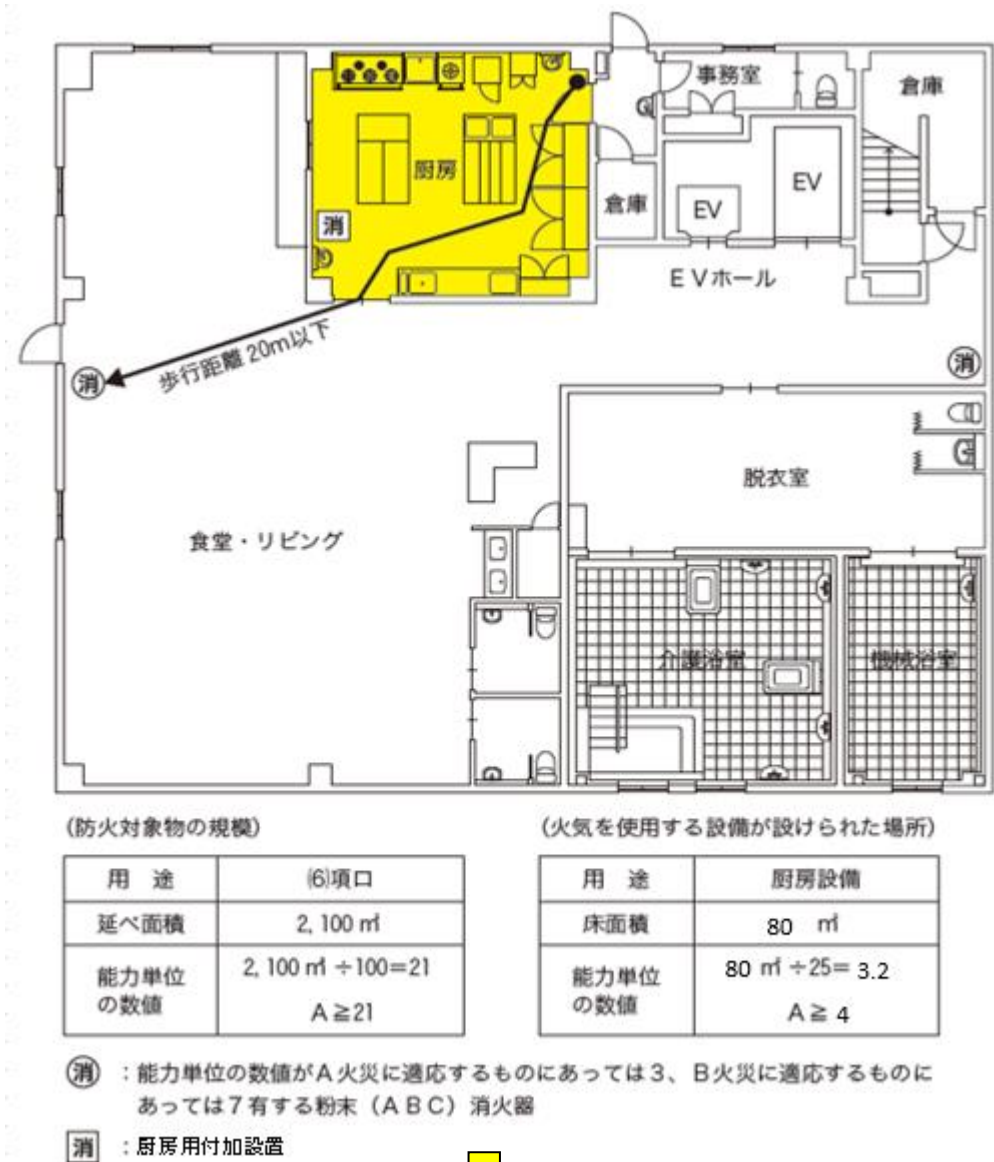
ケ 入力70kW以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

コ 火花を生ずる設備

サ 放電加工機

- (4) 付加設置する部分には、当該部分にその消火に適応するものとされる消火器を設置すること。
ただし、政令第10条第1項の規定に基づき設置される消火器が、付加設置する部分に設置された消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位の数値を満足する場合にあっては、1個以上とすることができる。（基準44-3図参照）

（例6）政令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物（火気使用設備が設置された場所）

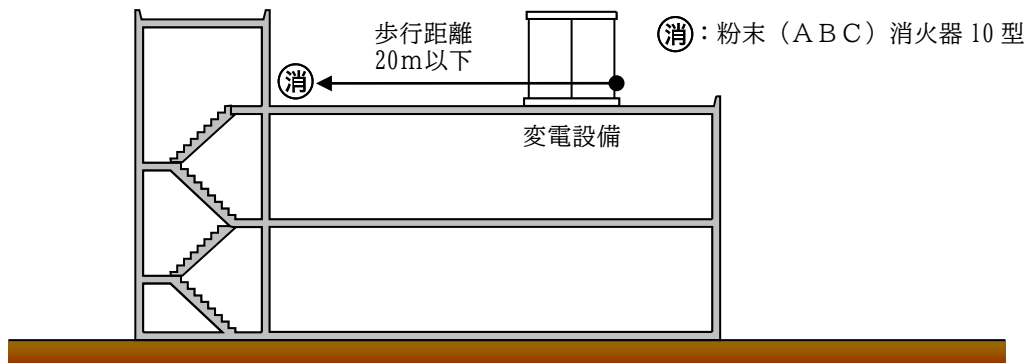


厨房に設置された粉末消火器1個及び防火対象物用として食堂に設置された粉末消火器1個により、火気を使用する設備が設けられた場所の能力単位の数値（4以上必要）及び消火器に至る歩行距離を満足することから、厨房に消火器2個を設置する必要はないものとして取り扱うことができる。ただし、設置される消火器の能力単位の数値の合計が、防火対象物及び付加設置部分に必要なとされる能力単位の数値を満足する場合に限る。

基準4 4 - 3 図

基準4-4 消火器具に関する基準

- (5) 防火対象物の屋上又は屋外において、5(1)から(3)までに掲げる設備が設置されているもの。（基準44-4図参照）●



基準4-4-4図

6 標識

省令第9条第4号に規定する標識は、次によること。●（基準44-5図参照）

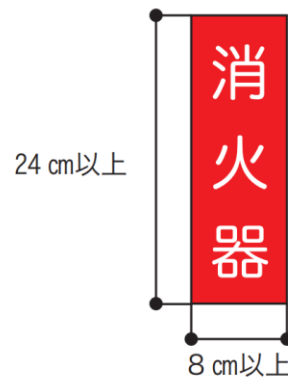
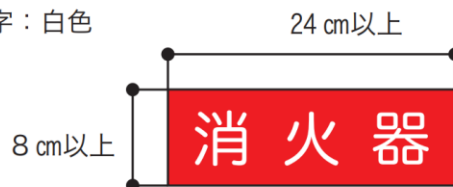
ただし、消火器を直接視認することができる状態で設置し、かつJIS Z 8210に定める消火器のピクトグラムを設けた場合にあっては、政令第32条の規定を適用し、省令第9条第4号に規定する標識を設けないことができる。

- (1) 標識の大きさは、短辺8cm以上、長辺24cm以上とすること。
- (2) 地を赤色、文字を白色とすること。

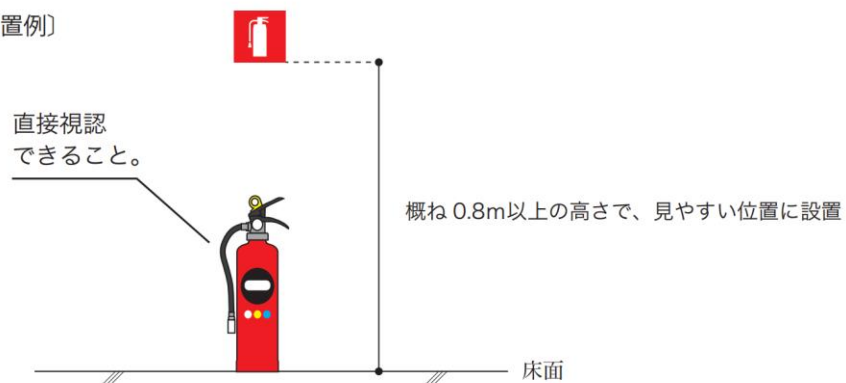
〔標識の大きさ〕

地：赤色

文字：白色



〔ピクトグラムの設置例〕



基準4-4-5図

- (3) 外国人来訪者や障がい者の利用が多い防火対象物等については、英語表記「Fire extinguisher」及びピクトグラムを併記するよう努めること。●

7 特例

以下の場合、政令第32条の規定を適用できるものとする。

- (1) 劇場、映画館その他客席を設けるもの又は体育館、プール、展示場その他大空間を有するもので、当該部分から消火器の歩行距離が20mを超える場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、政令第32条の規定を適用し、当該部分の通行、観覧又はスポーツ観戦に支障がない周壁又は最も近い廊下若しくは通路に設置することができる。
- (2) 精神病床、認知症高齢者グループホームその他これらに類する施設で、入居者のいたずらによる使用、損壊、撤去等が著しく有効に機能を達しえない状況で、保守管理に支障をきたすと認められるものにあつては、能力単位の数値が満足するものに限り、政令第32条の規定を適用し、防火対象物の各部分から一の消火器に至る歩行距離が20mを超えて、職員が常駐する室に集中して設置することができる。
- (3) 冷蔵室又は冷凍室の収容室で、省令第6条第6項の規定によることが困難な場合にあつては、次によることができる。
- ア 収容室の出入口部分に消火器を分散配置すること。
- イ 当該収容室の内部に配置した場合に必要とされる消火器の所要数を設置すること。